

添付法令資料 3 :

ウズベキスタン法令ニュースレター ～経済訴訟手続への予備審問制度の導入等～

ウズベキスタン共和国経済訴訟法典への変更及び追加の導入に関する 2019 年 5 月 23 日付ウズベキスタン共和国法律 No.ZRU-541 (以下、「改正法」という) によって、経済訴訟法典にいくつかの重要な改正が加えられた。同法律は翌日から施行されている。主要な改正点は、以下の 2 点である。

1. 経済訴訟における予備審問制度の導入

経済裁判所が経済訴訟に係る訴えを受理した後、当該経済裁判所の裁判官は、法廷審理前にいくつかの準備的な行為¹を行う義務がある。改正法はこれらの準備的な行為に加え、経済裁判所裁判官に対して、予備審問を実施する権限を付与した。改正後の経済訴訟法典第 163 条第 3 項によれば、経済裁判所裁判官は、民事上の法的関係から生じた事件について、訴状の受理及び手続開始の日から 10 日以内に予備審問を実施することができる。ただし、簡易経済事件²についてはこれを実施できない。

予備審問手続の詳細は、新たに追加された同法典第 163 条の 1 によって定められている。

裁判官は、予備審問において、原告に対しては、質問を發して、その主張の核心を解明するとともに、予想される被告の答弁内容を確認し、必要があれば、追加証拠の提出を促すなどの行為を行う (第 163 条の 1 の第 1 項 1 号)。また、被告に対しては、質問を發して、事件の争点、答弁内容、証拠等を確認し、反訴を提起する権利があることなどを説明し、事件について説明した書面の提出を促すなどの行為を行う (同項 2 号)。

さらに、裁判官は、双方当事者に対して、和解又は裁判外紛争解決手段の利用の可能性の有無を確認し、その法的効果を説明する (同項 3 号)。また、事件の複雑性を考慮して、審理計画を定め、例えば書類の提出期限、証人リストの交換期限等を定める (同項 4 号)。裁判官は、予備審問に参加した当事者及びその他の利害関係人に対して裁判管轄についての合意の有無及び同法典第 163 条所定の準備行為の必要性についての確認も行う (同項 5 号)。

当事者及び利害関係人は予備審問の実施について通知を受ける。当事者が予備審問に欠席した場合には、第 163 条所定のその他の準備的行為が行われる。

¹ 利害関係者への通知、証人の召喚、仮差押命令等。経済訴訟法典第 163 条。

² 請求金額が法人の場合は最低賃金月額額の 20 倍、個人事業主の場合は最低賃金月額額の 5 倍を超えない事件。

予備審問の実施については、その記録が作成される。経済訴訟法典に規定された訴訟障害・停止事由が判明した場合には、裁判所は、予備審問の段階において事件の審理を停止又は終結する。この場合には、訴えの審理は行われないうままとなる。

2. 法廷審理期日延期の具体的事由が例示的列挙から限定的列挙へ

改正前の経済訴訟法典第 171 条は、事前に予想できなかった事態や非常事態が生じた場合における法廷審理期日の延期手続を定めている。しかし、同条がこの場合に該当するとして列挙する法廷審理期日延期の具体的事由には、「当該期日に法廷審理を実施できないその他の場合」との包括的なものが含まれていた。この規定によって、裁判官の裁量範囲が著しく拡大し、合理的な事由がないのに期日を延期することが行われ、審理の遅延を招いていた。そこで、改正法は、上記の包括的規定を削って、法廷審理期日延期の具体的事由を限定的に列挙することとし、4 つの具体的延期事由³を追加して、これらのいずれかがある場合に延期することができることとした。また、法廷審理期日の延期は、1 回について 10 日間（但し、法廷審理の期間内）までとし（改正前は期間の制限がなかった）、その回数についても 3 回以下との制限が加えられた。

ヤラシェフ・ノディルベック
ウズベキスタン共和国弁護士

³ 追加事由は、①当事者が欠席した場合であって、法廷審理の場所・日時について適時に通知がなされた旨の証拠がないとき、②当初被告とされた者を他の適当な者に変更する必要がある場合、③組織再編・債務移転・死亡等の結果として、当初の当事者をその権利承継人に変更する必要がある場合、及び④訴訟に第二の被告又は第三者を参加させる必要がある場合である。